

北海道防衛局の職員に対する勤務時間の管理等に関する達
○北海道防衛局の職員に対する勤務時
間の管理等に関する達

北海道防衛局達第12号

改正 平成21年3月31日北海道防衛局達第4号
改正 平成22年10月14日北海道防衛局達第13号
改正 平成22年12月1日北海道防衛局達第16号
改正 平成23年3月31日北海道防衛局達第2号
改正 平成24年4月6日北海道防衛局達第4号
改正 平成26年3月31日北海道防衛局達第6号
改正 平成30年11月29日北海道防衛局達第7号
改正 令和元年6月14日北海道防衛局達第3号
改正 令和2年12月21日北海道防衛局達第7号
改正 令和3年3月29日北海道防衛局達第5号
改正 令和4年3月31日北海道防衛局達第7号

北海道防衛局の職員に対する勤務時間の管理等に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

北海道防衛局長 山中 美樹

北海道防衛局の職員に対する勤務時間の管理等に関する達

(通則)

第1条 北海道防衛局の職員及び北海道防衛局に勤務する自衛官（以下単に「職員」という。）の勤務時間の管理等については、法令、防衛省訓令並びにこれらに基づく通達に定めるもののほか、この達の定めるところによる。

(休暇等の承認等)

北海道防衛局の職員に対する勤務時間の管理等に関する達
 第2条 年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇、育児時間の承認をする者、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第44条第12項の規定により勤務日を休養日又は週休日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を勤務をすることを命ずる必要がある日に割り振る者、勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を勤務することを命ずる必要がある日に割り振る者、代休日を指定する者（以下「休暇承認者」と総称する。）並びにこれらを受ける者は、次の表のとおりとする。

休暇承認者		受ける者
北海道防衛局	局長	次長、部長、防衛補佐官、会計監査官、帯広防衛支局長及び千歳防衛事務所長
	部長	部次長、課(室)長、報道官及び部付の職員
	課長	課の職員（課(室)長を除く。）
帯広防衛支局	支局長	次長、課長及び建設計画官
	課長	課の職員（課長を除く。）
	建設計画官	建設計画官付の職員
千歳防衛事務所	所長	事務所の職員（所長を除く。）

（勤務時間管理員）

第3条 勤務時間管理員は、地方防衛局組織規則（平成19年防衛省令第10号）第9条、第14条、第25条、第32条に定められた課の長、第50条に定められた課の長又は建設計画官及び第65条に定められた地方防衛事務所の長が指名するものとする。

（勤務時間報告書）

第4条 勤務時間報告書は、別記第1号様式によるものとする。

（超過勤務の命令等）

第5条 超過勤務、休日勤務、代休日勤務、夜間勤務及び宿日直勤

北海道防衛局の職員に対する勤務時間の管理等に関する達務（以下「超過勤務等」という。）の命令をする者又は当該命令を専決する者（以下「超過勤務等命令者」という。）及びこれを受ける者は、次の表のとおりとする。

超過勤務等命令者		受ける者
北海道防衛局	部長	課(室)長及び報道官(ただし、宿日直勤務の命令に限る。)
	課長	課の職員(課(室)長を除く。)
帯広防衛支局	課長	課の職員(課長を除く。)
	建設計画官	建設計画官付の職員
千歳防衛事務所	所長	事務所の職員(所長及び次長を除く。)

- 2 超過勤務等命令者は、所属の職員に対し超過勤務等をさせる場合には、あらかじめ勤務時間管理員に別記第2号様式による超過勤務命令簿に所用の事項を記入させた上、自ら確認し、当該職員に通知しなければならない。

(管理職員特別勤務手当の命令等)

第6条 管理職員特別勤務の命令をする者又は当該命令を専決する者（以下この条において「管理職員特別勤務命令者」という。）及びこれを受ける者は、次の表のとおりとする。

管理職員特別勤務命令者		受ける者
北海道防衛局	局長	次長、部長、防衛補佐官、会計監査官、帯広防衛支局長及び千歳防衛事務所長
	部長	部次長、課(室)長及び報道官
帯広防衛支局	支局長	次長、課長及び建設計画官

北海道防衛局の職員に対する勤務時間の管理等に関する達

千歳防衛事務所	所 長	次長
---------	-----	----

- 2 管理職員特別勤務実績簿は、別記第3号様式によるものとし、管理職員特別勤務手当整理簿は、別記第4号様式によるものとする。

(出勤簿の取扱い)

第7条 勤務時間管理員は、「勤怠管理ツール（総務部総務課から提供されたExcel・マクロ機能を活用した出退勤管理のためのツール。以下同じ。）」を使用し、出勤簿に入力させるものとする。

- 2 勤務時間管理員は、当該職員の「勤怠管理ツール」を使用して、休暇簿、旅行命令簿その他の必要な書類とを照合し、当該職員の「勤怠管理ツール」を使用し、その日の勤務に応じて出勤簿を整理するものとする。

(委任規定)

第8条 この達の実施について必要な細部事項は、総務部長が定める。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日北海道防衛局達4号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月14日北海道防衛局達13号）

この達は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成22年12月1日北海道防衛局達16号）

この達は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日北海道防衛局達2号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日北海道防衛局達4号）

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成26年3月31日北海道防衛局達6号）

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月29日北海道防衛局達7号）

北海道防衛局の職員に対する勤務時間の管理等に関する達
この達は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（令和元年6月14日北海道防衛局達3号）
この達は、令和元年6月14日から施行する。

附 則（令和2年12月21日北海道防衛局達7号）
この達は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日北海道防衛局達5号）
この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日北海道防衛局達7号）
この達は、令和4年4月1日から施行する。

勤務時間報告書

課係等						給与期間											
番号	氏名	超過勤務時間等					超勤代休時間		超勤代休時間の勤務		休日 勤務	夜間 勤務	宿日直 勤務	管理職 員特別 勤務	特殊 勤務	減額 時間	備 考
		125 100	135 100	150 100	160 100	175 100	+25	+15	+25	+15							
合 計																	
<p>この給与期間における超過勤務の時間その他の記録が正確かつ適法であることを証明します。</p> <p style="text-align: right;">勤務時間管理員 _____</p> <p style="text-align: right;">課係等の長 _____</p>																	

第3号様式（第6条第2項関係）

管理職員特別勤務実績簿

所 属	官職名	氏 名	指定職の項	俸給の特別調整額の		月 日変更
			適用職員	区分	種	指定職・__種
年 月 日	勤務時間	休憩時間	実働時間 (時間・分)	勤務内容	理 由 等	確認
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで				

第4号様式（第6条第2項関係）

管理職員特別勤務手当整理簿

局（所）		課（室）			給与期間 年 月 日－ 日	
番 号	氏 名	種 別 等 区 分	管理職員特別勤務		管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 単 価 額	備 考
			$\frac{100}{100}$	$\frac{150}{100}$		
勤務時間管理員氏名 _____						